

「富山県自転車活用推進計画(仮称)」(案)における
計画期間中に講ずべき措置(案)

| 実施すべき施策 | 講ずべき措置(案) |
|---|--|
| 【目標1 自転車にやさしい都市環境の形成】 | |
| ① 歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された自転車通行空間の計画的な整備と保全 | <p>自転車通行空間の整備に当たっては、交通状況等を踏まえて適切な区間設定を行い、自転車道、自転車専用通行帯等の自転車通行空間の整備形態を選定する。</p> <p>様々な利用者の意見を聞きながら、路肩や交差点等の自転車通行空間の安全性・快適性の改善を検討する。</p> <p>自転車交通を含め、全ての交通に対しての安全と円滑を図るため、道路標識や道路標示、信号機の適切な設置や運用に努める。</p> <p>マイカー等から自転車への転換によるCO2削減効果の把握等を踏まえ、自転車利用による様々なメリットを伝えることで、自転車の利用促進に関する広報啓発を実施する。</p> <p>道路管理者と公安委員会が連携して、自動車の速度抑制や通過交通の侵入抑制を図る「ゾーン30」の整備や、狭さくの設置等、ハードとソフトの両面から生活道路の交通安全対策を実施する。</p> |
| ② シェアサイクルと公共交通機関との接続強化、サイクルポートの設置促進等によるシェアサイクルの普及促進 | <p>市町村等が県管理道路・公共用地へのサイクルポートの設置を検討している場合に必要な協力をを行う。</p> <p>市町村等が鉄道駅等の周辺において行うサイクルポートの設置に対して必要な支援を行う。</p> <p>シェアサイクルの安全性及び快適性を向上するために、サービス提供エリアにおける自転車通行空間の整備を促進する。</p> |
| ③ 鉄道事業者等との連携強化による、地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備推進 | 市町村等が地域の駐輪ニーズを把握したうえで実施する駅周辺を含めた駐輪場の整備に対して必要な支援を行う。 |

| 実施すべき施策 | 講ずべき措置(案) |
|---------------------------------------|--|
| 【目標2 自転車を活かした健康づくりの推進】 | |
| ① 公道や公園等の活用による安全に自転車に乗ることができる環境の創出の促進 | サイクルスポーツを身近で慣れ親しめるよう、関係者に協力を要請することにより、公園等の有効活用を促進する。 |
| ② 幅広い年齢層におけるサイクルスポーツの振興による健康づくりの推進 | 既存のサイクルスポーツイベント・サイクリングイベントについて、より幅広い年齢層が気軽に参加できるよう、内容の充実を図る。 ウェルネスツーリズムやヘルスツーリズムにつながるような、自転車を活用した健康コンテンツと観光を連携した事業の導入を検討する。 |
| ③ 自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発の推進 | 自転車を活用した健康づくりに関する広報啓発を実施する。 |

| | |
|--|---|
| 【目標3 サイクルツーリズムの推進】 | |
| ① 「富山湾岸サイクリング」などのサイクリングイベントのブラッシュアップ・国内外へのPR強化 | 「富山湾岸サイクリング」などの既存のサイクリングイベントの内容の充実を図るとともに、新たなサイクリングイベントの誘致等を推進する。また、SNS等による効果的な情報発信により、国内外からサイクリストが繰り返し訪れる観光地域づくりを推進する。 県内のサイクリングコースを活用した、自転車に乗ることそのものを楽しむツアー、あるいは自転車で地域を巡り周辺の観光スポットや食の魅力を満喫するツアーの促進により、サイクルツーリズムの推進を図る。 |
| ② 「富山湾岸サイクリングコース」や「田園サイクリングコース」等における受入環境や走行環境のさらなる整備充実、コース周辺の魅力のブラッシュアップ | 自転車専用道路の整備等、県内のサイクリングコースにおける走行環境の整備充実を図る。 サイクリングコースの安全性や連続性を確保するため、道路管理者及び河川管理者等からなる横断的協議機関において、歩行者と自転車の交錯等の安全性に関する課題等について検討する。 道の駅のサイクリング拠点化をはじめとした、サイクリングコース周辺の魅力のブラッシュアップに取り組む。 鉄道駅や空港におけるサイクリスト受入サービスの充実を図る。また、訪日外国人を考慮した受入サービスについても併せて検討する。 |
| ③ 「富山湾岸サイクリングコース」を本県におけるモデルルートとして位置づけ、我が国を代表するナショナルサイクルルート(仮称)の認定を目指した取組みの推進 | 富山湾岸サイクリングコースにおいて、迷わずに安全に走行できる環境整備、自転車のメンテナンスサービスの提供等サイクリストの受入環境整備、ガイドツアーの質の向上等滞在コンテンツの磨き上げ等による魅力づくり、ICTを活用した情報発信を行う等、官民が連携して世界に誇るサイクリングコースの整備を図る。 |
| ④ 地域における自転車の観光活用の取組みに対する支援 | 県内各地域が主体的に行う、地域固有の文化、自然その他の特性とサイクルツーリズムを融合させた体験型コンテンツの実施に対して必要な支援を行う。 |

| 実施すべき施策 | 講ずべき措置(案) |
|---|--|
| 【目標4 安全で安心な自転車社会の実現】 | |
| ① 安全な自転車の点検整備を促進するための広報啓発の促進 | <p>安全に自転車を利用するために、定期的な自転車の点検整備を促す広報啓発を実施する。</p> <p>交通安全教室の機会等を活用した広報啓発を推進する。</p> |
| ② 県民の交通安全意識の向上に資する広報啓発活動の推進や自転車利用者に対する指導・取締りの実施 | <p>「自転車安全利用五則」の活用等により、全ての年齢層の利用者に対する自転車の通行ルールの周知を図る。</p> <p>全国交通安全運動等様々な機会を活用して、街頭での声掛け、ポスター貼付等の広報啓発に努める。</p> <p>通勤通学時をはじめとした自転車利用時におけるヘルメット着用の促進に向けた広報啓発を図る。</p> <p>一定の違反行為を反復して行った自転車運転者を対象とする自転車運転者講習制度の着実な運用を図る。</p> <p>交通安全アドバイザーに対する研修会等の実施により、自転車の安全利用を含めた交通安全に関する指導技術の向上を図る。</p> <p>イベントにおいて、自転車の安全利用のための広報を実施するブースの設置や、シミュレーター等を活用した高齢者向けの安全教室を実施する。</p> <p>自転車に関係する交通事故の発生状況、地域住民の苦情・要望の状況等を踏まえて自転車指導啓発重点地区・路線を選定し、当該地区において重点的に、自転車利用者の無灯火、信号無視等に対し指導警告を行うとともに、悪質・危険な違反に対して検挙措置を講ずる。</p> |
| ③ 学校における交通安全教室の開催等の推進 | <p>国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等の学校において、発達段階に応じた交通安全教育が実施されるよう、交通安全教室等を着実に開催し、交通安全の意識啓発を推進する。</p> <p>交通安全教室の講師が分かりやすい講習会を実施できるように、講師に向けた講習会を実施する。</p> |